

別紙

「行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例」

全部改正された行政不服審査法の施行に伴い、その影響を受ける下記9本の条例を改正する。

条例名称	主な改正内容
(1) 東大和市税条例 (昭和26年条例第7号)	用語の整理 (不服申立て→審査請求)
(2) 東大和市固定資産評価審査委員会条例 (昭和26年条例第12号)	審査申出書の規定の整備 弁明書、反論書、決定書等に関する規定の整備 用語の整理
(3) 東大和市職員の給与に関する条例 (昭和32年条例第6号)	引用条項等の改正
(4) 東大和市手数料条例 (昭和51年条例第24号)	提出書類の写しの交付に係る手数料を無料とする規定の追加
(5) 東大和市証人等の実費弁償に関する条例 (昭和61年条例第13号)	出頭した者に対する実費弁償の規定の整備
(6) 東大和市行政手続条例 (平成9年条例第8号)	用語の整理 (異議申立て削る。)
(7) 東大和市情報公開条例 (平成15年条例第22号)	審理員の指名の適用除外規定 審査会諮問規定の整備 意見陳述・資料閲覧等の規定整備 用語の整理 (不服申立て→審査請求等) 適用除外規定の整備
(8) 東大和市個人情報保護条例 (平成17年条例第33号)	審理員の指名の適用除外規定 審査会諮問規定の整備 意見陳述・資料閲覧等の規定整備 用語の整理 (不服申立て→審査請求等) 非開示情報の規定整備
(9) 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成18年条例第30号)	用語の整理 (不服申立て→審査請求等)

備考 条例制定順に掲載

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例

(東大和市税条例の一部改正)

第1条 東大和市税条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第15条の2第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(東大和市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 東大和市固定資産評価審査委員会条例(昭和26年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項を次のように改める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

第2条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 委員会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは、委員長において専決することができる。

第3条第1項中「書記1名」を「書記」に改め、同条第2項中「東大和市職員」を「職員」に、「東大和市長」を「市長」に改め、同条に次の1項を加える。

4 前3項に定めるもののほか書記の定数その他書記に関し必要な事項は、委員会の規程で定める。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る価格(法第432条第1項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格をいう。)の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第13条第1項」を「行政不服審査法施行令(平成27年政令第391号)第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失つたときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第5条の見出し中「受理及び却下」を「調査等」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の」を「前項の規定による」に改め、「おいては、」の次に「原則として」を加え、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第6条の見出しを「(書面送付等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

委員会は、審査申出書がその提出期限内に提出されたものであり、かつ、適正な方式を備えているものであると認める場合は、速やかに市長に対し審査申出書の副本及び必要と認める資料を送付しなければならない。

第6条第3項中「おいては、委員会が定めた」を「おいて、委員会が相当の期間を定めたときは、当該」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「場合

においては」を「場合は」に改め、「の概要を記載した文書」を削り、同項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 委員会は、前項の規定による送付の際、相当の期限を定めて正副2通の弁明書の提出を求めるものとする。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを市長に送付しなければならない。

第7条第3項中「署名押印」を「記名押印」に改める。

第8条第2項中「東大和市長」を「市長」に改め、同条第4項中「東大和市長」を「市長」に、「に対しその請求により」を「の申立てがあつた場合において必要があると認めるときは」に、「の提出を許す」を「を提出させる」に改め、同条第5項中「署名押印」を「記名押印」に改め、同項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条第8項中「審理を」を「、審理を」に、「署名押印」を「記名押印」に改め、同項第3号中「住所」の次に「又は居所」を加える。

第9条第2項及び第10条第2項中「署名押印」を「記名押印」に改める。

第11条第1項中「おいては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

第11条第2項中「東大和市長」を「市長」に改める。

第13条中「によつて」を「又は同条第11項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条の規定により」に、「東大和市長」を「市長」に改める。

第14条（見出しを含む。）中「固定資産評価審査委員会規程」を「委員会の規程」に改める。

（東大和市職員の給与に関する条例の一部改正）

第3条 東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第2項中「（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

（東大和市手数料条例の一部改正）

第4条 東大和市手数料条例（昭和51年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第6項において読み替えて適用する同条第4項及び同法第81条第3項において読み替えて準用する同法第78条第4項（これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。）に規定する手数料は、無料とする。

第3条第1項中「前条」を「前条第1項」に改める。

（東大和市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

第5条 東大和市証人等の実費弁償に関する条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次の1号を加える。

- （8）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第34条（同法第9条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は同法第81条第3項において読み替えて準用する同法第74条の規定により出頭した者

（東大和市行政手続条例の一部改正）

第6条 東大和市行政手続条例（平成9年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第10号中「、異議申立て」を削る。

第19条第2項第4号中「ことのある」を削る。

（東大和市情報公開条例の一部改正）

第7条 東大和市情報公開条例（平成15年条例第22号）の一部を次のように改正する。

目次中「第17条」を「第17条の2」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第14条第3項中「第18条」を「第18条の2」に改める。

第17条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、第2章中同条の次に次の1条を加える。

（適用除外）

第17条の2 法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は適用しない。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 審査請求

第18条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第18条 公開決定等（公開請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により公開請求を拒否する決定（第2条第2号ア若しくはイに該当するため、第

17条各項のいずれかに該当するため、又は前条に規定する適用除外文書に該当するため行政文書の公開をしない場合を含む。)を含む。次条第1項において同じ。)又は公開請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の次に次の1条を加える。

(審査会への諮問)

第18条の2 前条に規定する公開決定等又は公開請求に係る不作為についての審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、東大和市情報公開・個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 公開決定等(公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第20条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開する場合(当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。)

2 前項の審査庁は、東大和市情報公開・個人情報保護審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。

3 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

第19条中「実施機関(」を「審査庁(」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。)

第19条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第20条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第21条第1項中「第18条」を「第18条の2」に改め、同条に次の4項を加える。

6 審査会に会長を置き、その選出方法は、委員の互選による。

7 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

8 審査会の権限に属する軽易な事項でその議決により特に指定したものは、会長において専決することができる。

9 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

第22条第1項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「諮問実施機関」を「審査庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認める」を「与える」に改め、同条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第24条第1項を次のように改める。

審査請求人等は、審査会に対し、第22条第3項及び第4項並びに前条第3項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

第24条第2項中「諮問実施機関」を「審査会」に、「前項」を「第1項」に、「複写」を「写しの交付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第24条の次に次の4条を加える。

(審査会の処分等)

第24条の2 この条例の規定により審査会が行う処分又はその不作為は、行政不服審査法第9条第3項の規定により審査庁が行う処分又はその不作為とみなす。

(答申書の送付)

第24条の3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審査手続の非公開)

第24条の4 審査会が諮問庁から諮問を受けて行う審査の手続は、公開しない。

(出頭者に対する実費弁償)

第24条の5 第22条第4項の規定により審査会の求めに応じて出頭した者(審査請求人等を除く。)については、東大和市証人等の実費弁償に関する条例(昭和61年条例第13号)第2条に定める者の例により、実費を弁償する。

(東大和市個人情報保護条例の一部改正)

第8条 東大和市個人情報保護条例(平成17年条例第33号)の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該開示請求が本人の利益に反することが明確である場合は、この限りでない。

第16条第8号を次のように改める。

(8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合における次に掲げる情報

ア 開示することが当該未成年者又は成年被後見人の利益に反すると認められる情報

イ 未成年者又は成年被後見人の法定代理人が2人以上いる場合であって、法定代理人の1人による開示請求がなされたときにおいて、開示することが他の法定代理人の利益に反すると認められる情報

第16条に次の1号を加える。

(9) 開示請求者と同一の世帯に属する者の特定個人情報(第34条の2第3号に規定する特定個人情報をいう。)であって、開示請求者に開示することによって、当該同一世帯に属する者の利益に反するおそれがあるもの

第18条中「第16条第1号」の次に「及び第9号」を加える。

第34条の7第1項中「法定代理人」とあるのは「代理人」と、「当該未成年者又は成年被後見人」とあるのは「本人」を「法定代理人による」とあるのは

「代理人による」と、同号ア中「当該未成年者又は成年被後見人」とあるのは「本人」と、同号イ中「法定代理人の1人」とあるのは「法定代理人の1人（当該法定代理人の委任による代理人を含む。）」に改める。

第35条の次に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第35条の2 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等（開示請求、訂正請求又は利用停止請求がこの条例に規定する要件を満たさない等の理由により請求を拒否する決定を含む。次条第1項において同じ。）又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第36条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、次に掲げる場合を除き、情報公開条例第21条第1項に規定する東大和市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする。

第36条第1項各号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「実施機関」を「審査庁」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前2項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書の写しを添えてしなければならない。

第37条中「した実施機関」を「した審査庁」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第1号を次のように改める。

（1）審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下この章において同じ。）

第37条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第38条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に、「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「の決定」を「の裁決」に改める。

第39条第1項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に改め、同条第3項中「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条

第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「諮問実施機関」を「諮問庁」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第40条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「与え、又は意見書若しくは資料の提出を認める」を「与える」に改め、同条第2項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

3 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に、意見書又は資料の提出を認めることができる。この場合において、審査請求人等は、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

第41条第1項中「不服申立人及び参加人」を「審査請求人等」に、「諮問実施機関」を「審査会」に、「前条第1項」を「前条第3項」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。)にあっては、記録された事項を審査会が定める方式により表示したものの閲覧)」を加え、「複写を求める」を「写し(電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面)の交付を求める」に、「複写を拒む」を「写しの交付を拒む」に改め、同条第2項中「諮問実施機関」を「審査会」に、「前項」を「第1項」に、「複写」を「写しの交付」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は同項の規定による写しの交付をしようとするときは、当該閲覧又は写しの交付に係る意見書又は資料の提出人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第41条の次に次の2条を加える。

(審査会の処分等)

第41条の2 この条例の規定により審査会が行う処分又はその不作為は、行政不服審査法第9条第3項の規定により審査庁が行う処分又はその不作為とみなす。

(答申書の送付)

第41条の3 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第42条の見出し中「審議手続」を「審査手続」に改め、同条中「の行う審議」

を「が諮問庁から諮問を受けて行う審査」に改め、第6章中同条の次に次の1条を加える。

(出頭者に対する実費弁償)

第42条の2 第39条第4項の規定により審査会の求めに応じて出頭した者(審査請求人等を除く。)については、東大和市証人等の実費弁償に関する条例(昭和61年条例第13号)第2条に定める者の例により、実費を弁償する。

第48条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

(東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第9条 東大和市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成18年条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「勤務成績の評定」を「人事評価」に改める。

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行政庁がした処分その他の行為又はこの条例の施行前にした申請に係る不作為についての不服申立てについては、なお従前の例による。